

平成31年度

戸田競艇企業団
モーターボート競走事業会計予算書

議案第4号

平成31年度戸田競艇企業団モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度戸田競艇企業団モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	93	日
(2) 1日平均舟券売上金額	310,281	千円
(3) 1日平均入場者数(有料入場者数)	3,100	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 競走事業収益		32,986,668	千円
第1項 営業収益		32,952,189	千円
第2項 営業外収益		34,479	千円

	支	出	
第1款 競走事業費用		32,261,778	千円
第1項 営業費用		31,786,252	千円
第2項 営業外費用		50,524	千円
第3項 特別損失		375,002	千円
第4項 予備費		50,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額873,280千円は、建設改良積立金で補填するものとする。)

	支	出	
第1款 資本的支出		873,280	千円
第1項 建設改良費		873,280	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 借 上 料	平成32年度から 平成37年度まで	12,000千円
発 売 ・ 払 戻 端 末	平成32年度から 平成36年度まで	330,957千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 収益的支出における営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員人件費 266,303 千円
(2) 交際費 840 千円

平成31年2月25日提出

戸田競艇企業団企業長戸田市長 菅原文仁